

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正により被害の防止を図ることが必要**

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的な内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現 行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	(改 正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
-------------------------------	----------------------------------
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現 行) 生命・身体に対する危害	(改 正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現 行) 労働者	(改 正) 退職者(退職後1年以内)や、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
--------------	---
- 保護される通報【第2条第3項】

(現 行) 刑事罰の対象	(改 正) 行政罰の対象を追加
-----------------	--------------------
- 保護の内容【第7条】

(現 行) (なし)	(改 正) 通報に伴う損害賠償責任の免除を追加
---------------	----------------------------

公益通報者保護法の概要

(参考)

1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における^(※1)
- 刑事罰の対象となる不正を^(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

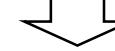
※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約470本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

2 保護の内容

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不利益な取扱い^(※3)は禁止
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる



※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

3 通報先と保護の条件

①事業者

自淨
作用

是正

内部
通報

労働者

- ②行政機関
- ③報道機関等

外部通報

上司に報告することも内部通報となる

【保護の条件】 通報先により異なる

① 事業者(内部通報)

不正があると思料すること

② 行政機関

不正があると信じるに足りる相当の理由があること
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)

③ 報道機関等

(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)

不正があると信じるに足りる相当の理由があること
+

以下のような事由があること

(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

令和2年10月14日

公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会の開催について

1. 開催趣旨

令和2年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が成立し、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられることとされた。同法においては、具体的な義務の内容は指針で定めることとされている。

その内容については、内部通報体制の実効性の向上につながるよう、様々な立場の有識者等の意見も踏まえて検討する必要があることから、消費者庁において、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する（委員等は別紙のとおり。）。

2. 主な検討事項

改正後の公益通報者保護法第11条第4項の規定に基づく指針の内容 等

3. スケジュール

令和2年10月19日（月）に第1回を開催する。以後、月1回程度で開催し、令和3年春頃を目途に結論を得る。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

5. 備考

検討会における配布資料及び議事要旨は、原則として、各回の会議終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課（担当：戸塚、甲賀、市川）

TEL:03-3507-8800 （内線2091）

URL: <https://www.caa.go.jp/>

公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 委員等名簿

(委員)

おがわ おさむ 小川 修	岡山県総社市（全国市長会経済委員会委員長市）総務課課長補佐
かきざき たまき 柿崎 環（座長代理）	明治大学法学部教授
ごとう じゅん 後藤 準	全国商工会連合会常務理事
ごみ ゆうこ 五味 祐子	国広総合法律事務所 弁護士
たか いわお 高 巖（座長）	麗澤大学大学院経済研究科教授
たなか わたる 田中 豊	東京大学社会科学研究所教授
つちだ あつこ 土田 あつ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活研究所 主任研究員 弁護士、元 日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会 製造物責任・公益通報者保護部会部会長
はやし なおみ 林 尚美	
はるた ゆういち 春田 雄一	日本労働組合総連合会 総合政策局 経済・社会政策局長
まつうら しょうじ 松浦 正治	一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会 公益通報者保護制度検討ワーキング・グループ委員、 東京海上ホールディングス株式会社 法務コンプライアンス部 部長 兼 グローバルグループ マネージャー

(敬称略、五十音順。肩書は令和2年10月14日現在)

(オブザーバー)

全国市長会
全国町村会

(事務局)

消費者庁消費者制度課